

公開セミナー

アメリカのロースクール教育の 社会性と臨床法学教育

講師：宮川成雄

アメリカのロースクール教育の社会性と臨床法学教育

日時：2019年10月25日 16：30～18：00

主催：早稲田大学比較法研究所

場所：早稲田大学8号館3階大会議室

講師：宮川成雄（早稲田大学大学院法務研究科教授）

○司会・中村：比較法研究所の公開セミナーを始めます。私は所長の中村民雄です。本日は、講師に宮川成雄先生をお迎えして、「アメリカのロースクール教育の社会性と臨床法学教育」というタイトルで、まずご報告をいただきます。その後、質疑応答をしたいと思います。宮川先生は、昨年8月下旬から今年8月中旬にかけて1年間、カリフォルニア大学バークレー校(University of California, Berkeley)のロースクールで在外研究をなさいました。そのときの研究成果も含めて、先生から今日は、アメリカのロースクールの臨床法学教育についてご報告をいただきたいと思います。

○宮川：今紹介いただきました宮川です。このような機会を与えていただき、感謝いたします。本日は豪雨警報がださされている中、来ていただきまして大変ありがとうございます。

今日は公開講演会ではなく、公開セミナーとなっていますので、できるだけ意見交換の時間を取り、みなさんのご意見を踏まえて、今後の私の研究に活かしていきたいと思います。私の話の間でも、ご質問等があれば、適宜ご質問していただいて結構です。私が一方的に話すのではなく、みな

さんのご理解を確認しながら、ご質問に答えるような形でもお話を進めていきたいと思っています。

これまで法学教育は、本を中心にして座学で勉強するということが多かったわけです。しかし、特に法曹教育、すなわち法専門職として教室で習ったことを、実際に使うことを前提とする実践的な法律家を育てるためには、本の上での教育だけでは不十分であることは自明です。いかに行動するかを学ぶことが大切であるというのが、今日の私のメッセージです。

今日の報告のタイトルは、「アメリカのロースクール教育の社会性と臨床法学教育」です。この「社会性」とは一体何かということを最初に申し上げておきます。それはロースクール自身が、その教育活動の中で法専門職の社会貢献のあり方を示すということです。アメリカのロースクール教育で実施されている臨床法学教育が、その具体的な社会性を示していることを、今日のメインのメッセージとして伝えたいと思っています。

よく法学教育とは何かということについて、身近な言葉で「リーガルマインドの養成」と言われます。このリーガルマインド(Legal Mind)とは何かというと、私のよ

うにアメリカ法を中心に勉強している者は、法的思考能力を育てることである、とオウム返しのように答えが出てきます。しかし、日本では必ずしもアメリカで用いられている意味で正しく使われていないように思います。極めつきの誤訳としては、リーガルマインドとは、法の心を育てるというふうに、「法の心」と誤訳されている例を、日本の主要な法学部の教育案内で見たとがあります。

リーガルマインドは、けっしてエモーショナルな精神論で心を育てるというものではありません。知的な思考能力を育てるのが、リーガルマインドの育成です。マインドとは、基本的に頭脳のことであって、心はハートです。この基本的な使い方を踏まえれば、リーガルマインドとは、知的能力、法的な思考能力を育てることであるのは自明です。また、リーガルマインドとは、言葉を換えて、Think like a lawyer、法律家のように考える力を養うといわれます。今日の私のお話の文脈では、Think like a lawyerだけではなくて、Act like a lawyer、すなわち、法律家のように行動することも、ロースクールの教育で教えることが重要であると思っています。

その教育方法論として重要なものとして臨床法学教育があります。これは英語では、Clinical Legal Educationと呼びます。そして、最近では、経験主義教育 (Experiential Education) という表現も用いられるようになってきました。その代表的な教育形態としてリーガル・クリニック (Legal Clinic) があります。これは、メディカル・クリニックに対応する言葉です。メディカル・クリニックの場合、そこに行けば医者による診

療が受けられるわけです。リーガル・クリニックの場合は、そこに行けばリーガル・サービスを受けて、自分の抱えている問題について、法的な解決を提供してもらえます。そういう場を教育に活かすのがリーガル・クリニックという教育の方法です。

アウトライン

私の今日のお話のアウトラインを説明しておきます。最初に、(i)アメリカの臨床法学教育について歴史をお話します。そして(ii)臨床法学教育とはどういう特徴を持っているかということをお話します。次に、今所長の中村先生から紹介していただきましたように、この1年間私がカリフォルニア大学バークレー校 (UCバークレー) の客員研究員をしております(iii)ロースクールの臨床法学教育プログラムの概要を説明します。そして、特にその中の(iv)ポリシー・アドボカシー・クリニック (Policy Advocacy Clinic) の活動と、そのクリニック教育の社会性についてお話します。そして、(v)全米で顕著なリーガル・クリニックの活動を紹介し、まとめとして、(vi)日本の法科大学院教育への示唆について、みなさんと意見交換したいと思います。

現在アメリカ全土に、アメリカ法曹協会 (American Bar Association、ABA) の認証を受け、アメリカ・ロースクール協会 (Association of American Law Schools) に加盟するロースクールが約180校あります。これらのロースクールでは、例外なくリーガル・クリニックが実践されています。2016年から、ABAの認証基準で、臨床系の科目を6単位取得しなければ、ロースクールの修了してジュリス・ドクター



写真①

(Juris Doctor、JD) の学位を取れないということになっています。アメリカのロースクールでは、臨床教育をやらねばならないことになっているわけです。

写真①は、リーガル・クリニックの履修をしようと思う学生に対する説明会の様子です。春学期の最初の2月ぐらいに、翌学年8月下旬からリーガル・クリニックを履修しようとする学生に対してこのような説明会が開催されます。この写真で伝えたいことは、大変にたくさんの学生が関心を持ってこの説明会に出席していることです。アメリカのロースクールに在外研究に行かれる日本の研究者は多いですが、研究者として行かれるので、実務教育、特に臨床法学教育がどのように盛んであるかについては、あまり日本で紹介されていないように思います。どこのロースクールでも、臨床法学教育に力をいれており、ロースクールのホームページをご覧になれば、どのような社会貢献の実績を上げているかを盛んに広報しています。このような説明会の盛況を、今の早稲田大学の法科大学院の

履修説明会と比べると、本当に淋しい限りです。最近、早稲田のリーガル・クリニックの説明会は10数名という状況です。早稲田も法科大学院が始まって、当初の5年間ぐらいは、今写真で見ていただいています。バークレーの説明会に勝るとも劣らない盛況で、法科大学院の建物27号館の一番大きな教室を満杯にするような形で説明会を開いていました。もう一度早稲田大学でこういう状態が、なんとか復活しないかという私の個人的な思いが籠もっている写真です。この写真で、アメリカのロースクールでは、臨床教育が本当に重要な科目として広く受け入れられ、実践されているということを知っていただきたいと思います。

(I) 臨床法学教育の歴史

アメリカのロースクールの臨床法学教育の歴史について簡単にお話いたします。

先ほど現在、JDの学位を取得するためには、ロースクールで最低6単位の臨床系科目を履修しなければならないと申しました。ロースクール教育の一環として、すな

わち単位を伴った形でこの教育が実施されるようになったのは、1960年代の末ぐらいからだと思います。しかし、先行する教育形態の始まりは、20世紀の初め、1909年を1つの年とすることができると思います。なぜ、1909年かを説明します。臨床法学教育では、現実の事件をまだ司法試験に合格していない学生が、訴訟代理までできるということになっています。そこで、ちゃんとした基準を定めないと、学生の実務の質を確保できません。現在はアメリカの50州全てで、学生実務規則（Student Practice Rules）というものが、州の法律であったり、あるいは裁判所の規則という形で定められています。学生実務規則が、州の立法として制定された最初のもは、1909年のコロラド州で制定されたものです。現在大変活発に行われている臨床法学教育の原型がどこからスタートしたのかを遡れば、1909年のコロラド州における学生実務規則の制定に遡ることができます。学生実務規則については、早稲田大学臨床法学教育研究所が出版した最初の本、『法科大学院と臨床法学教育』にその紹介があります。

このコロラド州の学生実務規則が制定されて、すぐに順調に臨床法学教育が成長していったわけではありません。この教育方法論がより洗練された形で実施されるようになるのは、1960年代です。アメリカの1960年代は、公民権運動、ベトナム反戦運動、学生運動、消費者運動など、さまざまな分野で社会変革の動きが大きな高まりを見せた時代です。ケネディ大統領を引き継いだジョンソン大統領は、重要な政策としてWar on Povertyを掲げました。——ア

メリカ人は「〇〇戦争」という言葉が好きですから、貧困を撲滅する取り組みを「貧困に対する戦争」としたわけです。——人種差別の解消への経済基盤の側面からの取り組みです。ロースクールで法律を学んでいる学生は、教室で学んだものを社会で実際に使わなければいけないという使命感を持って、実際にWar on Povertyに参加して行きました。ロースクールの所在する地域社会に生きる人たちで、自らの経済力では弁護士を雇うことのできない貧困層の人たちに、無償でリーガル・サービスを提供することを実践することが、1960年代の末から多くのロースクールで広がりました。

その財政的な基盤を提供したのが、フォード財団による臨床法学教育のためのロースクールへの助成金です。アメリカの大きな慈善団体であるフォード財団が、ロースクール教育の充実のために、アメリカとカナダの主要なロースクールに対して臨床法学教育の発展を明確な目標として、巨額の助成金を提供したわけです。この助成金がアメリカのロースクールにおける臨床法学教育の発展の大きな弾みとなりました。したがって、臨床法学教育の歴史を遡れば、20世紀初頭の1909年になりますけれど、現代のように、ロースクールの正式な科目として実践されるようになったのは、1960年代の末ぐらいからであるといえます。

ここで関連があると思いますので、少しだけ中国との比較をしたいと思います。中国も臨床法学教育を盛んに実践しております。私たち早稲田大学の教員は、北京、西安、武漢、広州に視察に行き、『法学教室』にその紹介を書いたことがあります。中国

で臨床法学教育が盛んに行われている1つの大きな理由に、公民代理という制度があります。法曹資格を持たなくても、裁判所が認めれば、素人であっても訴訟代理ができるという制度です。徐々に利用の範囲が限定されてきているようでありますけれども、基本的に欧米流の法制度を運用する法律家が少なかったため、それを補充するような形で公民代理という制度が用いられているのです。その公民代理という法制度を使って、大学の法学院、アンダーグラデュエイト教育とグラデュエイト教育の両方で、現実の事件を教材として、法曹資格を持った教員の指導監督の下に、実践的な教育が行われています。

そのことは、アメリカの1909年にコロラド州で学生実務規則が制定されて、臨床教育がアメリカでスタートしたこととも一定の関係があると思います。コロラド州は、西部の州で、なかなか開拓も進まなかった州でありますから、法律家が少ない中で学生の手を借りて、不足するリーガル・サービスを充実させるという形で進んでいったといえます。現代では臨床法学教育は、多くの場合、自分のお金では弁護士を雇えない人たちに対して、無償でリーガル・サービスを提供することを大きな使命としております。ロースクールは、その教育の中に法律扶助という社会貢献を実践しているわけです。

法律は本来、法律にしか頼る術を持たない者を助けるものであるはずで、お金を持つ者は資金力にもものを言わせて自己実現ができます。政治力を持つ者は、それを使えばいいわけです。社会的影響力を持つ者はそれによって自己の目的を達成すること

ができるでしょう。経済力もない、政治力もない、社会的影響力もない、一人の人間としての力しかない者が頼りにできるものが、本来法律であるはずで、臨床法学教育は、そのような人たちを支援し、社会正義を実現する教育方法論であるといえると思います。

(II) 臨床法学教育の特徴

臨床法学教育とはどのようなものか、徐々にイメージが湧いてきたのではないのでしょうか。ここで少し整理して説明したいと思います。これは2つのトリニティ（三位一体）として説明できると思います。ここで宗教的な話をするわけではありません。3つの重要な要素が組み合わさっていることが、二組みあるということです。

1つ目のトリニティは、臨床法学教育の方法論の特徴です。第一は、まだ司法試験に合格していない学生が、リーガル・サービスを提供するという側面です。そして第二は、現実の事件、これは未解決の事件を対象としてその解決方法を探るという教材の側面です。アメリカのロースクール教育の代名詞的方法（シグネチャ・メソッド）として、ケース・メソッドがあります。しかし、ケース・メソッドは、もう既に解決済みのいわゆる死んだ事件を対象とします。死んだ事件の解決例として示されている判決を教材として教えるものです。過去の解決例を参考にして将来の事件の解決を考えようということですから、新しい種類の問題については十分に判例法では対応できないということも当然あるわけです。そうしたケース・メソッドの限界を乗り越えるという意味が、臨床法学教育では現実の

事件について、その解決方法を学生と教師が一緒に取り組むという特徴になって現れているといえます。

第三の要素は教員に関わることです。まだ司法試験に合格していない教育課程にある学生に、リーガル・サービスの提供をさせるわけですから、きちっとした指導監督が行われなければいけません。教える者は法曹資格を持った実務経験を積んできた教員です。今まで臨床法学教育という教育の側面をお話しましたが、教員にとってはもちろん学生教育も重要な役割ですけれども、研究にも重要な役割を担っているわけです。未解決の事件を扱うわけですから、研究者教員が研究している法分野の理論の発展に関わりますし、あるいは実務家教員であれば、実務の現状を改善改革していくという意義を、臨床法学教育は持っています。

2つ目のトリニティは、理論、技能、および倫理を統合的に教えることができるということです。臨床法学教育の重要性は、いろいろな側面からいえると思いますが、特に、理論と技能と倫理の三者を統合して教えることができる教育方法であることです。法律学は、知識、そして知識が構成する理論をしっかり理解することが重要です。しかし、知識・理論を得た段階で留まっているのでは、実務家すなわち法を運用する人は育たないわけです。その知識・理論を使える腕を育てること、すなわち技能を育てることが重要です。そして知識があり、腕があっても、ちゃんとした正しい目的のために使ってもらわないと困るわけです。ですから、法曹としての職業倫理をきちっと身につけてもらうことが重要です。倫理

とは、価値観とそれを実践する行動規範です。法曹倫理に限らず、道徳を教えるのはなかなか難しいことです。臨床法学教育は、現実の事件を教材として用いますから、学生は職業人の葛藤を現実に経験する機会を持ちます。臨床法学教育は、法曹倫理、法専門職責任を教える重要で有効な教育方法論であると思っています。

(iii) UCバークレーの臨床法学教育プログラム

次にカリフォルニア大学バークレー校のロースクールの臨床法学教育がどういうものか、その全体像をお話して、その臨床法学教育プログラムの科目の1つとして行われているポリシー・アドボカシー・クリニックの説明をしたいと思います。

バークレーは、全米的に見ますと、臨床法学教育に遅れて参加したロースクールと考えられています。現在は、UCバークレーのリーガル・クリニックは全米的にも極めて先進的、先端的な臨床法学教育を展開しているロースクールとして知られています。学内のクリニックと、もう1つ、学外のクリニックの二本立てになっているところに特徴があります。

まず学内のクリニックです。これはUCバークレーのロースクールの専任教員が担っているものであり、6つのクリニックが現在展開されております。その内の1つが、後から詳しく扱いますポリシー・アドボカシー・クリニックです。

UCバークレーの中で長年行われてきたクリニックとして、デス・ペナルティ・クリニック (Death Penalty Clinic) があります。これは冤罪が疑われる死刑判決を受け

た事件について、それを見直すという再審に関わる活動をするという、死刑の冤罪問題を扱うクリニックです。そして環境法クリニック (Environmental Law Clinic) があります。このクリニックはもちろん環境問題について現実の事件との関わりで検討します。とりわけカリフォルニア州は、大気汚染あるいは水質汚染、両方ともに全米的な連邦の基準よりも厳しい基準を設定しております。

そして知財法についてのクリニック (Samuelson Law, Technology & Public Policy Clinic) もあります。知財法分野で、どのような形のクリニック教育が成り立つのかですが、バークレーはサンフランシスコの郊外にあって、BARTという地下鉄に乗ると30分くらいでサンフランシスコの市内に行くことができます。サンフランシスコは、Twitter他いろいろな新しい先端的な企業が生まれていることでも知られております。新しいアイデアを法的にいかにかに保護するのかについては、その技術の専門家、あるいは経営の専門家は、法的側面について疎いわけですが、そしてまだスタートアップの段階ですと、立派な知財法の弁護士を雇うだけの資力がありませんから、ロースクールのクリニックにその知的財産の保護について依頼するという形で展開されています。

次に、国際人権法クリニック (International Human Rights Law Clinic) があります。このクリニックでは、例えば、クメール・ルージュによる虐殺を裁くカンボジア裁判所内設置の特別法廷に関わる活動に、クリニックの学生が参加して被害者の被害状況を調査した上で、カンボジアの特別法廷に

対していろいろな書面を提出するという形で、国際人権法分野で大きな成果を上げる活動をしています。そして、6つ目の新規事業起業クリニック (New Business Community Law Clinic) があります。これは、一番新しいクリニックです。先ほど言及した知財法クリニックとの関係で申しましたことと共通しますが、新規に事業を起こそうという人たちについて、知的財産の保護だけでなく、会社を起こすことについて、どのように会社を起こしたらいいのかを支援するという内容で活動しています。

このような6つの学内クリニックだけではなくて、学外にイースト・ベイ・コミュニティー・ロー・センター (East Bay Community Law Center) という公益法律事務所があります。頭文字をとってEBCLCと略称されています。アルファベット5文字でなかなか日本人にとっては呼びづらい略称ですけれども、EBCLCはバークレーのロースクールの学生と修了生がイニシアチブを取ってスタートさせた公益法律事務所として知られています。これはバークレーの地元の人たち、特に低所得層の人たちが抱える実際の問題に対して、8つのリーガル・クリニックを作って、サンフランシスコ湾岸東部地域のリーガル・サービスの需要に応えています。

8つのリーガル・クリニックを簡単に紹介します。1つは「借地借家」の問題を扱うクリニック (Housing Law Clinic) があります。特に低所得層の人たちが、法律に無知であるために足下を見られて家主さんの言いなりにならないように、いろいろなリーガル・サービスを提供しています。「地

域再開発」を扱うクリニック（Community Economic Justice Clinic）は、バークレーもそうですし、その隣接市であるオークランドなどにおける地域の再開発に関わる地域住民の権利擁護に関わるものです。かつて日本でもバブル景気の頃は、地上げ屋という活動がありました。土地を持っている人がいろいろな圧力をかけられて安く土地を売らざるを得ないような状況に追い込まれた、というのが日本の地上げ屋の問題です。低所得層の人たちが安い家賃のところに入っているのだけれども、建物が古くなったから新しいアパートに建て替えるということになると、家賃も当然高くなります。すると、その家賃が払えないなら、出なければならないということになります。地域の再開発との関わりで起こる問題を扱うクリニックです。

そして刑事記録抹消のリーガル・クリニック（Clean Slate Clinic）があります。刑事有罪記録が付きますと、前科記録ということでさまざまな社会生活上の不便が生じます。例えばクレジットカードを発行してもらえないなど、前科記録によって社会生活を円滑に行うことのできない問題が生じます。更生の妨げになる不利益を解消するための活動をしているのが、クリーン・スレイトのリーガル・クリニックです。そして少年弁護を扱うクリニック（Youth Defender Clinic）があります。これはポリシー・アドボカシー・クリニックとの関係でもお話しする、非行少年の更生の問題を扱います。また、児童生徒の教育問題を扱うクリニック（Education Advocacy Clinic）があります。また、移民の問題を扱うクリニック（Immigration Law Clinic）

があります。移民の多くは、母国では十分な働く機会のない人たちがアメリカにやって来ます。移民は低所得の問題だけでなく、アメリカでの在留の地位が不安定という問題と重なります。また、それに伴ういろいろな問題が発生します。難民法に関わることもあります。そして消費者保護の問題を扱うクリニック（Consumer Justice and General Clinic）、そして、健康福祉の問題を扱うクリニック（Health and Welfare Clinic）があります。

このように学外クリニックは、地域の住民が抱える問題に対応する形で、リーガル・サービスを提供し、学生教育を担っているものといえます。それに対して学内のクリニックの方は、理論的な関心もあり、かつ現実のリーガル・サービスの需要もあるという法分野に重点を置いて活動しているといえると思います。

(Ⅳ) ポリシー・アドボカシー・クリニック

写真②の一番左端に座っておられる方が、今日お話しますUCバークレーのポリシー・アドボカシー・クリニックを教えている臨床法学教授（Clinical Professor of Law）のジェフリー・セルビン（Jeffrey Selbin）という方です。横顔しか見えなくて、どういう風貌かよく分からない感じがしますが、あとの4名の方は学生さんです。こういう基本的に少人数の形でリーガル・クリニックの授業は教えられております。ポリシー・アドボカシー・クリニックを分かりやすく、あえて和訳しますと、「政策立法クリニック」となります。現実の法制度にどのような欠陥があるのかを調査して、法律の改正改革、そしてそれによって



写真②

推進すべき政策を提言するという活動内容のクリニックです。

このクリニックと、いわゆるシンクタンクといわれるものの活動の違いを、先にお話したいと思います。シンクタンクとは、頭脳集団ということで、専門的な知見によって得られた具体的な政策を提言したり、あるいは法制度の改革、新規の立法を提案したりするというイメージがあると思います。シンクタンクのイメージとしては、言葉がいいかどうかは分かりませんが、上から目線で理論的な提言をする活動が考えられます。これに対して、ポリシー・アドボカシー・クリニックの場合は、立法政策の提言をするのですけれども、ボトムアップなのです。けっして上から目線でトップダウンではなくて、ボトムアップで現実に制度の欠陥によって苦しむ人たちの問題を解決するという特徴があるといえます。

地域社会には、いろいろな問題を抱えている人たちと、その問題に取り組む団体があります。ポリシー・アドボカシー・クリニックの場合、現実の依頼者が個人の依頼者であるだけでなく、地域社会で特定の問

題に取り組んでいる組織が、依頼者として存在しています。セルビン教授は、これを Organizational Clientと呼んでいます。地域に密着して、地域社会の法律問題の解決に貢献するという、リーガル・クリニックの基本的なコンセプトの下に法改正や立法提言がなされます。

ポリシー・アドボカシー・クリニックは、いろいろな領域の問題を取り上げてやってきています。セルビン教授は、学外の公益法律事務所EBCLCのリーガル・クリニックで経験を積んできた方です。サンフランシスコ東部湾岸地区の地域の問題に熟知しておられます。それゆえに、どのような法律改正が必要かをこれまでの個別の依頼者へのリーガル・サービスの提供を通して、十二分に認識されており、地域の人権団体との協力関係も形成されているわけです。このような蓄積の上に、政策立法提言のクリニックであるポリシー・アドボカシー・クリニックが行われています。

取り組んでいる問題は、例えば、保釈保証金制度の改革の問題があります。あるいは先ほど申しました地域再開発で追い出されてホームレスになる低所得者層の人たち

の保護の問題があります。また、今から立ち入って説明する少年更生賦課金（Juvenile Fees）の問題があります。

ポリシー・アドボカシー・クリニックは、少年更生賦課金の問題に取り組み、2018年にこれをカリフォルニア州において廃止する成果を上げました。

そもそも少年更生賦課金とはどのような制度なのかについてお話をしたいと思います。これは自己責任の国、アメリカゆえに考え出された制度であり、日本では考えられない制度なのではないかと思います。この制度の背後にある考え方は、少年非行とは、基本的に家庭教育の失敗の結果であり、子どもの教育に失敗したその家庭は、公の少年更生制度を利用する費用負担をすべきであるという考えです。受益者負担の考え方です。少年非行を生み出した家庭は、家庭教育がなっていなかったために、その子どもが公の負担になる。だから、その家庭が更生のための費用を負担すべきである。こういう考え方が法律の背景にあります。

ステレオタイプとして、低所得や家庭不和など、家庭環境のよくないところが少年非行の温床になり、少年の犯罪が発生する、という考え方があります。もちろん貧しい家庭環境でも、逆にそれをバネにして立派な人物に育つということは当然あるわけです。家庭環境の悪さのゆえに少年非行に走るという家庭を想定した場合、それは家庭教育の失敗だから、少年更生の制度利用の料金を課すとなると、その家庭は、貧しい上にさらに更生のための費用負担をしなければならず、家計を圧迫することになります。親は非行に走った子供に「お前のためにまた料金を払わなければならない」と言

うので親子関係も悪化し、少年非行はさらに悪化します。こうした負のスパイラルに陥って、結局更生の実を挙げられないという現実が、このポリシー・アドボカシー・クリニックの調査で明らかになりました。

また、少年更生賦課金は、実際には支払いを請求された家庭のほとんどが、低所得のゆえに賦課金が未納の状態でした。そして、未納金の取り立てのための費用に、数少ない納入された賦課金が充当されるという制度の運用実態が、ポリシー・アドボカシー・クリニックの調査で明らかにされました。この少年更生賦課金制度は、少年更生の実を挙げておらず、むしろその悪化をもたらしており、徴収手続も破綻していることが明らかになりました。次に、これをどのように廃止に導くかが検討されました。カリフォルニア州法の下では、各カウンティが少年更生賦課金を課すかどうかの権限を委任されていました。そこで各カウンティの状況を調査し、各カウンティの議会に働きかけて、さらに州の議会での制度廃止の立法を実現したわけです。

制度廃止により、今後の課金はなくなりましたが、滞納のままで残っていた未払いの賦課金がありますので、ポリシー・アドボカシー・クリニックでは、その未払いの滞納分について、過去に遡ってこれを取り消すための法改正への取り組みを、昨年からやっています。

この少年更生賦課金の制度は、カリフォルニア州だけではなく、他の多くの州でも実施されています。例えば、ルイジアナ州、テキサス州やイリノイ州といった州でも、同じような少年更生賦課金という制度があります。そして同じように、少年非行の防

止、非行少年の更生という成果を上げていないことが明らかになっています。そこでポリシー・アドボカシー・クリニックの学生たちは、これらの州に出向いて、カリフォルニアではこのように法律を改正し、制度を廃止したのだから、これらの州でも廃止すべきではないかと働きかけ、これらの州での法改正に現在取り組んでいます。

このように、ポリシー・アドボカシー・クリニックは、リーガル・クリニックの3つの要素である①学生が、②現実の依頼者の問題に対して、③教員の指導監督の下にリーガル・サービスを提供するというモデルを、法制度の欠陥の把握、法制度の改正に当てはめて活動しています。これは、ロースクールの教育研究活動をとおして、法理論の発展と法実務の改善改革をもたらしているものといえます。

(V) 他の顕著なリーガル・クリニックの活動

次にアメリカのロースクールでは、リーガル・クリニックの活動が他にどのような分野で行われているのかについて、他の顕著な活動を少し紹介します。アメリカ全体のリーガル・クリニックの活動のイメージを膨らませていただきたいと思います。

今日は簡単に5つ紹介します。1つは移民難民法の分野です。トランプ大統領が就任した直後に、特定のイスラム教の諸国からの入国を拒否する大統領令が出されました。もう既にアメリカに到着しているのに、飛行場での入国審査で足止めをくらう人たちが大変たくさん出たことは、日本のニュースでも大きく取り上げられた記憶があります。この入国を拒否された人たちを支援する活動が、訴訟の提起などを含めて、

全米の多くのロースクールのクリニックによって行われました。この移民難民法の分野は、トランプ大統領の入国禁止令の問題だけではありません。過去1年ぐらい、特に中南米諸国からキャラバンを組んで、メキシコを経由して流入する人たちをなんとか抑制するために、子連れでやってきたら子どもと親を離して収容し、「親と子どもを別れさせるならアメリカに行かない」という動機付けを与えるために、親子分離の収容が行われています。

こうしたトランプ大統領の不法移民に対するゼロ・トレランス、全く許容しないという政策に対して、ロースクールの学生と教員が国境地域での不法移民の収容施設に出向いて、収容施設の改善に取り組み、国際法の難民の定義に該当する人があれば、難民の申請を支援するという取り組みがされています。

2つ目は環境法の分野です。大気の汚染だけでなく、水質の汚染や、それぞれの地域に根ざした環境保護の取り組みが、リーガル・クリニックの活動として活発に行われていますので、地元の州政府と対立することもあるということです。

3つ目の顕著な分野は、ホームレスの人たちの権利擁護の取り組みです。日本では最近あまり「救貧法」という言葉を遣いませんが、英語でPoverty Lawと呼ばれる法分野で、リーガル・クリニックの活動が活発に行われています。

4つ目は、冤罪の疑いのある事件について、再審の請求の手續にリーガル・クリニックが関わることも活発に行われています。アメリカのリーガル・クリニックにはいろいろな成果がありますが、最もよく知られ

ているものとして、リーガル・クリニックの活動の中でDNA鑑定を証拠として活用して、冤罪を晴らす実績を上げてきました。リーガル・クリニックの顕著な成果として、DNA鑑定の証拠としての活用が、理論の発展と実務の改善改革の貢献として知られています。

5つ目は、自然災害時の法的な支援です。日本もそうですが、アメリカもいろいろな自然災害に遭っております。例えばハリケーン・カトリーナは、大きな被害をもたらしました。その被害に遭った人たちは、いろいろな法的な救済を受けられるはずですが、しかし、その法制度を知らないがゆえに、本来得られるであろう法的救済が得られないという状況があります。これを克服するためのさまざまな支援活動が、リーガル・クリニックの取り組みとしてなされています。

(vi) 日本への示唆

以上のことを踏まえて、日本の法科大学院教育にどのような示唆が得られるのかを、みなさんと一緒に考えたいと思います。私は去年UCバークレーのロースクールでポリシー・アドボカシー・クリニックの活動に参加して、日本の法科大学院でこういうことはできるのか、どれだけ具体的な参考にできるのかという思いを持ちました。

アメリカの臨床法学教育の取り組みを、どれだけ日本にとって参考にすることができるかを考える手がかりとして、日本での法科大学院設置の提言をした司法制度改革審議会の意見書があります。この意見書を貫く考え方を示すいろいろなキーワードがあります。例えば、司法試験という「点に

よる選抜」ではなくて、法科大学院という中核養成機関を経た「プロセスとしての法曹養成」というキーワードがあります。それだけではなく、法曹を「社会生活上の医師」として捉えるというキーワードがあります。これは法曹を、知的エリート集団ではなく、まさに町医者や日々の日常生活で病気に苦しんでいる人たちを助けるように、法曹は市井に生きている市民のさまざまな問題に対して法的助力を行うという法曹像があります。法曹を「社会生活上の医師」とみること、司法制度改革審議会の意見書を貫いている考え方であると思います。これは法曹の仕事や訴訟業務を中心に考えるものではありません。もちろん裁判は、法曹の仕事の一番核になるものがあります。ただし、なんでもかんでもすぐに裁判するわけではなく、いろいろなプロセスを経て、問題の解決に取り組まなければならないわけです。そこで、訴訟を担うことを中心とした法曹養成ではなく、それを幅広く捉えて立法活動に従事できる法曹の養成も必要です。

例えば、先ほどのポリシー・アドボカシー・クリニックのように、立法改革に取り組む活動を担うこと、あるいは行政機関において仕事をする上で法専門職としての力を発揮するということも必要になるわけです。また、立法・行政という公的領域だけではなく、一般社会のさまざまな職種の中で、個人の権利問題に取り組む人権擁護団体などで働けるような法曹を育てることも、社会生活上の医師を養成する中に含まれると思います。

日本の場合、法科大学院では司法試験のプレッシャーが大変強いからです、司法試

験の対象科目以外のことに時間を割くことが敬遠される傾向があります。法曹は訴訟を扱うだけではないわけですから、「社会生活上の医師」を養成するという観点で、法科大学院教育の内容を充実させるために、ポリシー・アドボカシー・クリニックの実践を、参考として学ぶべきではないかなと思います。冒頭でも申しましたように、倫理や責任感をもって、Act like a lawyer、法律家として行動する人材を育てる上で、アメリカの臨床法学教育は大いに参考にされるべきだと思います。法曹倫理あるいは法専門職としての責任感、あるいは使命感を育てることは、現実の事件に携わることを通して初めてできることだと思います。そういった意味で、アメリカで活発に行われている臨床法学教育を参考にして、日本でも法曹倫理教育や、その法曹倫理をもっと具体的に内実化する取り組みができるのではないかと思います。

そして、アメリカのポリシー・アドボカシー・クリニックのような取り組みは、早稲田大学の臨床法学教育にも活かしているのではないかと考えています。早稲田大学の臨床法学教育がどんな形で行われているのかについて、あまり早稲田大学の法学部の学生さんは知らないようですが、早稲田大学は日本のロースクールの中で先端的に臨床法学教育に取り組んできました。早稲田大学ではどのようなリーガル・クリニックが行われているのかを少し紹介します。早稲田大学には、大学名を冠した弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックがあります。この法律事務所を中心にして、民事クリニック、刑事クリニック、家事ジェンダー・クリニック、行政クリニック、労働

クリニックを実施しています。また、障害者の問題を扱う障害法クリニック、会社法に関する商事クリニックもあります。そして外国人の在留の地位や難民認定の問題などを扱う外国人法クリニックがあります。また、試行クリニックという形をとっており、正規科目として単位を伴った形ではありませんけれども、東日本大震災の発生以来、もう9年ぐらい活動をずっと続けている震災復興支援クリニックの活動があります。

このように早稲田大学の法科大学院は単に知的に優秀な学生さんを、裁判を担う人材として育てているだけではなく、社会に貢献するという基本的な理念をもって法科大学院の教育を行っています。法科大学院では、「社会生活上の医師」として、「法の支配」を実現する人材を養成するために、より広い観点の法専門職教育をしているということを知ってもらいたいと思います。社会に貢献する社会性をもった法科大学院教育を実現することが重要だと思っています。

日本の法科大学院制度は今再検討されています。特に、法学部3年早期卒業と、法科大学院3年の1年を短縮した既修2年課程を合わせて、3+2という短縮コースをスタートさせようとしています。知的に優秀な人であれば、そうした速成プロセスで十分なのかもしれません。しかし、知識偏重の教育ではなく、法専門職の社会的な使命をしっかりと経験によって体得し、社会正義を実現するために行動することができる教育が重要であると思います。

私の話はこのぐらいにして、あと25分ぐらいありますので、みなさんからご質問やご意見をいただきたいと思います。

質疑応答

○司会・中村：宮川先生、どうもありがとうございました。先生の意図を察しまして、まず会場の学生さんからの質問を優先的に受け付けたいと思います。いかがでしょうか。事実の確認でもいいし、意見でもいいのですけれど、ここが聞きたい、ここが分からなかったからもっと説明して欲しい、あるいは私はこう思うとか、なんでもいいのですが、学生さんから先に質問をしてください。

○質問者1：早稲田大学法学部の学生です。質問というより意見になってしまいます。私も法科大学院を目指しています。学生側の認識としては、正直、社会で何ができるかという実務訓練をする余裕がないのだろうという思いがあります。法科大学院に入る時点で、既修課程の2年間を修了して受かるか分からないという、厳しい司法試験が待っているという状態で、実務訓練まで目を向けられるかということ、正直そんな気持ちの余裕がないという人も多いと思うのです。

【司法試験との関係】 早稲田大学法務研究科でも、私も魅力があると思ったリーガル・クリニックをやっていらっしゃると思います。しかし、やはり司法試験がそういう厳しいものである時点で、学生がそこまで目を向けられるのかという思いがあります。また、やはり司法試験が難しいからこそ、エリート意識のある人たちが資格目的で受けにきてしまうということがあると思います。私なら、この状況を改善するのであれば、司法試験の難易度を下げるしかないの

ではないかと思います。

アメリカでは、一番難しいといわれるカリフォルニア州でさえ、日本の司法試験より全然簡単で、必要とされる知識量は少ないといわれていると思います。そのくらい、詰め込みが必要のないところまで司法試験の難易度を落としてもらわないと、こういう社会性のあるところまで目を向けるような学生が来ないのではないかというのが私の意見です。長々と失礼しました。

○宮川：どうもありがとうございます。司法試験の難易度を下げるという問題はさておき、早稲田大学で10数年リーガル・クリニックに関わってきて、「リーガル・クリニックをやったから司法試験に合格しにくくなった」という声は聞きません。また、逆に「リーガル・クリニックを取ったから司法試験の結果もいい」という肯定的な側面については、私の担当している外国人法クリニックの実証的なデータがあります。

私は数年前に、外国人法クリニックの過去10年のいろいろな記録をまとめて、どのような実務教育をして、どのような効果があったのかについて、一つの論稿を公表しました。早稲田大学法科大学院の研究紀要である『早稲田大学法務研究論叢』第1号に掲載されている論文です。

その中で、過去10年間に外国人法クリニックを履修した学生さんの司法試験の合格率と、早稲田大学の法科大学院全体の合格率を比較すると、外国人法クリニックの履修者のほうが早稲田大学の法科大学院全体の司法試験の合格率よりも若干高いとい

う実証的なデータがあります。これはもちろん外国人法クリニックがしっかりした良い教育をしているということよりも、履修してくれた学生さんの学力がそもそも高いということのほうが、大きな原因だろうと思います。今の質問者が言ってくださったように、履修するまでは、時間を取られて、司法試験の勉強が疎かになるのではないかと躊躇する人が最近多くなっています。しかし、実際に履修した後で後悔したという人は少なくとも私は聞きません。また、今日は触れられませんでした。学習理論の観点から、この臨床という方法論は学習に極めて効果的であることが立証されています。

法学教育の領域だけではなくて、学習のいろいろな分野で、知識を中心とした学習よりも、それが現実にとどのような意味を持つのかという、現実との接点を持つ形で学習を進めることのほうが、学習の効果が高まるということが、学習理論や脳科学で裏付けられています。例えば脳科学による人間行動についての説明として良く知られているものに、マラソンがあります。マラソンという苦しい身体運動を、なぜそんな苦しいにもかかわらずするのかという、ドーパミンという脳内麻薬が出て苦しいことも楽しくなるという研究があります。そういう脳科学の研究なども当てはめて、現実の問題との関わりで学習を進めることの利点が証明されています。

【臨床方法論の利点】 法律学は抽象的で概念的な学問ですが、それを具体的に、しかもケース・メソッドのように既に解決済みの事件ではなく、未解決の事件を扱うことで法学の学習を行うことは、学習の動機付

けが異なります。自分がちゃんと実務を含めて勉強をしなければ、現実の依頼者が困るわけですから、責任感を伴う動機付けになります。また、そのことは、関心を自主的な学習行動に向かわせて、断片的な知識ではなく一貫性をもった知識の体系を学ぶ意欲につながります。学習行動を受動的なものから能動的なものにします。能動的に獲得した知識は簡単に記憶から消えるのではなく、長く定着します。経験から学んだことは、それを振り返り定着することにより、将来の問題への取り組みにも改善を加えて活用されます。経験から学ぶことは様々な意味で効果的です。

実務家の行動のあり方を、教育のプロセスの中でも身につけることは、いろいろな現実との関わりで抽象的な学問を学ぶ利点として、学習理論、教育心理学、あるいは脳科学の点からもいわれているということを紹介しておきたいと思います。

○司会：学生さんで、あとお一人ぐらいいかがでしょうか。なければフロア全体に広がります。それではどなたでも結構です。

○質問者2：他大学の法科大学院で民法を教えている者です。私の法科大学院は、リーガル・クリニックか、エクスターンシップのどれかを取らなければいけないという選択必修制となっています。先ほど宮川先生から、アメリカのロースクールでのリーガル・クリニックの説明会の様子と比べて、最近早稲田大学ではリーガル・クリニックの説明会に来る学生さんが10人ぐらいと聞いて非常に驚きました。私の法科大学院の場合、最初の入学定員が150人でした。リーガル・クリニックを選択必修としています。「リーガル・クリニック1」という

一般的なものと、「リーガル・クリニック2」という女性と人権に特化したものがあり、さらにエクスターンシップの3つから取らなければいけないわけです。それぞれがどのようなものかという説明会をやります。選択必修だから150人来るわけです。

現在は入学定員が縮小されて70人で、実際の在學生はもっと少ないのですが、とにかく選択必修なので、学生はそういう法科大学院だという前提で来ますから、どれかを取るわけです。やはり履修前は、忙しくて大変だという印象を持っているのですが、実際にやってみたら、すごくためになったと言います。私の大学のリーガル・クリニックは相談型で、相談者が実際の事案で困っていることについて相談に来られます。学生は限られた時間内で適切なアドバイスをしなければいけないわけですから、事実を整理し、法的問題を発見するなど、そういうものを通じて自分の知識の足りなさ、あるいは知識を知っているだけではうまく使えるようにならない、そういうことを非常に実感して、司法試験の勉強をする場合にも非常にためになる、そういう感想を持っています。

私の質問は、今の選択必修ということとも関係して2つあります。1つは、早稲田大学の法科大学院のリーガル・クリニックというのは、日本で最高水準のリーガル・クリニックだと思います。こんなにたくさん種類もあって、非常に一生懸命やっておられます。なぜ早稲田の法科大学院では、こういう科目を選択にしているのか。そもそも最初に必修にしなかったのか。もしかしたら、最初入学定員は300人ですから、これを必修にしたら手が回らなくなってし

まうのではないかなど、そういう考えがあったのかもしれませんが。アメリカでは今必修にもなっているということなので、早稲田大学の法科大学院はこのリーガル・クリニック、あるいはエクスターンシップも含めて、選択必修にするという議論はこれまでなかったのかというのが質問の1つです。

もう1つの質問は、アメリカでなぜ2016年によく必修にしたのかということです。1960年代から50年くらい経っているわけですね。それはやはりアメリカのロースクールの中でもリーガル・クリニックにあまり力を入れられないようなところもあったことを考慮して、今頃になって必修にしているのか、その経緯が分かりましたら教えていただきたいと思います。

○宮川：どうもありがとうございます。まず早稲田大学に関してのことです。

【早稲田でクリニックは選択必修】 今ご指摘のように、当初リーガル・クリニックは、どうしても小クラスでやらなければいけないので、必修科目にしてしまうと、早稲田大学の法科大学院の当初の定員は300人でしたから、それだけの対応をする法科大学院側のキャパシティがないのではないかと、というのが必修科目にしていなかったことの理由です。しかし、早稲田でもクリニック科目は選択必修です。必修科目にしなくても、たくさんの学生が履修してくれました。人によると、刑事クリニックも取り、民事クリニックも取り、そしてエクスターンシップにも行くというふうに、臨床法学教育の科目をたくさん取ってくれる学生が数多くいました。現在は、司法試験の結果が法科大学院教育を評価する非常に大きな

尺度となっていますから、どうしても司法試験対象の科目に力を入れなければいけないという声が強くなっており、カリキュラムの構造も変化していることが、リーガル・クリニックを履修する学生数の減少の理由の1つとなっていると思います。

次に、アメリカのロースクールで、臨床科目がなぜ2016年まで必修ということにならなかったのかです。

【アメリカでなぜ2016年から必修となったのか】 アメリカでも同じように、やはり必修として科目提供するためには、それだけの教員の数を揃えなければいけないという物的な側面の制約があったわけです。では、なぜ2016年からか、ということについては、2008年にリーマンショックが起こって、ロースクールの教育に対して、もっと実務教育を求める社会の目が厳しくなったといえます。

アメリカの場合、司法修習がありませんから、理論教育を中心に行っているだけではロースクールを修了してすぐに実務で役に立つ学生は育ちません。アメリカのロースクールでは、「practice ready」という言葉がよく使われます。日本流に訳すと「即戦力」といえるでしょう。ロースクール修了後に直ぐ役に立つ学生を育てるためには、理論教育だけではなくて、ロースクールの中でも実務の力をつけられるような科目が重要である。このような考え方が広まり、ABAの内部の「法学教育および法曹資格付与部門協議会」の議論などを経て、ロースクールを修了するためには、臨床系の科目を少なくとも6単位履修することを要件とすることが2016年から始まりました。この改革をもたらした端的な理由は、リーマ

ンショックの影響です。

○司会：次の質問をお願いします。

○質問者3：去年までは企業の法務担当の役員でした。アメリカのリーガル・クリニック教育の日本の法科大学院教育への示唆ということについて、質問いたします。法学教育への示唆をいくつかまとめられましたが、私は先生のご説明を聞いていて、もう1つ大事な示唆があるのではないかと考えています。それをなぜご認識されないのか、書いておられないのか、ご質問したいのです。訴訟を担う法曹、それと今早稲田大学でやられている臨床法学教育の充実という点を並べておられます。そのほとんどは、誰か救済しなければいけない人が現実において、それを救済するために我々が今学習している知識を使おうと、こんな感じに読み取れたのです。

【救済の必要をなくす法専門職教育：予防法学】 私が興味を持ったのは、先ほど少し言われていたアメリカの例です。アメリカでは、先ほど言われたように法律の改正や廃止へのチャレンジを現実にやっています。もう1つ関心を持ったのは、新規事業起業クリニックです。結局救済しなければいけない方は救済しなければいけないのですが、社会的な要請は、本来は救済しなくていい社会をつくることです。そういうところに我々の法律知識を使えるような法曹を育てていただきたいわけです。いろいろな新しい産業が隆盛し、ITやいろいろな技術が出ています。ところがその法律はなくてグレーゾーンです。またはいろいろな法律でもやはり経年変化で齟齬が出てきます。

なぜ、アメリカのロースクール教育から

の示唆の中に、または早稲田大学の教育の中に、そうした法律の改正や制定をしようというチャレンジが入っていないのでしょうか。そういうことをアメリカで学んできたことからスタートして、早稲田大学でも取り入れていただけないのかなと思いました。質問ではなく意見になりましたが、お伺いします。

○宮川：どうもありがとうございます。そういうご指摘の下で、クリニックを提供しようという意欲は当然あります。具体的には、ご指摘いただいたことが一定程度実現しているものとして、商事クリニックがあります。これは現実の事件を扱っているのではなく、シミュレーションの方法を使って、企業法務の予防治務的な側面を中心にした活動が行われていると認識しています。

【商事クリニックと予防治務の取り組み】

早稲田大学の法務研究科の商事クリニックは、まだ商事という名称のつかない段階で、民事クリニックの中で企業法務に関わる臨床法学教育をやる中でできたクリニックです。決して過去を向いた救済だけでなく、予防治務的な企業法務との関わりでクリニック活動をやることの重要性を、一定程度早稲田大学の法科大学院の中では共有しています。それをどのような形で具体化するのかは、特に早稲田大学のクリニック教育の場合、いろいろな制約の中で努力をしていますが、なかなか難しい課題があります。ご指摘をどうもありがとうございます。○同質問者3：そのような取り組みを応援したいと思います。そういう教育を受けた学生さんは、たぶん企業でも採用が非常に多いだろうと思います。ぜひお願いしま

す。

○司会：それでは次の質問をどうぞ。

○質問者4：今日のお話で、ひとつ気になったのは、アメリカのリーガル・クリニックはさらに発展して、日本はということをお考えと、日本流はどんどんずり下がっていて、大切なところが失われていくような懸念を持ちます。日本の法科大学院で我々がリーガル・クリニックを始めた頃は、アメリカと比べて周回遅れだけれどもキャッチアップできるのではないかと、そんな希望を持っていましたが、さらに差が開いているように思います。ただ、これで諦めてはいけないというのは、今日の先生のお話を聞いて改めて決意するところでもあります。

私も他大学の法科大学院でリーガル・クリニックの教育実践をしてきました。早稲田大学の法科大学院と比べると規模が小さいものですから、実際の事件を使って理論的な理解を深め、その分野に特化したクリニックを構想して、それなりに成功を取っていると自分では思っています。やはり社会貢献は、アメリカのクリニックは初めから当然社会貢献ということをしていて、今はさらにそれが進んでいるわけです。これがアメリカのクリニックが非常にしぶとく続いていることのもしかしたら根拠なのかというのが1つのご質問です。

もう1つは先ほど出た倫理です。やはり実践の中で倫理を教えることの意味が非常に大きいのではないかと考えています。その点が2つ目の質問です。教員の立場で思うことですが、法科大学院でこれだけたくさん授業をやってきたはずなのに、どうしたのかと思うところはあります。実は法科大学院の教育は、今、理論教育に特化し

てしまっていて、実際の事件を与えていないのです。実際の事件と結び付かないところで倫理だけたくさん教えても頭に残らないのではないかと、そういう疑問を今持っています。

それから3つ目の質問として、やはり現実の事件ということです。先生が先ほど生きた事件と死んだ事件の対比をされました。日本の司法修習でも、生の生きた事件があまり割り当てられていないという現実があります。死んだ記録でもいいから見せてあげたいと思いますが、このような流れになっているが現状です。私はこれについて常々警鐘を鳴らしています。やはり、死んだ事件ではなく、生きた事件を使うことの意味は大きいのではないかと思います。そこはアメリカではどのように認識されているでしょうか。これら3つの質問を先生にお答えいただきたいと思います。

○宮川：ありがとうございます。アメリカの臨床法学教育がさらに隆盛を迎えている理由ですね。

【アメリカの臨床法学教育と社会貢献】 社会貢献という側面で社会的に支持されているからなのかというご質問ですね。それはそうだと思います。アメリカではずっと長く、そして現在も継続しているリーガル・プロフェッションの大きな問題として、いわゆるジャスティス・ギャップがあります。弁護士は非常にたくさんいるのに、資力のない者、お金のない者は、リーガル・サービスをなかなか受けられないという、「法の支配」の実現の恩恵に浴せない人たちのために、「法の支配」を担う若い世代を育てることにロースクールが目をつけていることは、大変重要なことだと思うのです。

今日の配布の資料に挙げている参考文献に、イエール・ロースクールの教授が、アメリカの高等教育に関する週刊新聞、『Chronicle of Higher Education』の中で、ロースクールは民主主義にとって悪い制度ではないかという問題提起をしている論文があります。それが指摘しているのは、まさにロースクールは、法的なエリートを育てていて、そして臨床法学教育も実際にやっており、臨床法学教育の成果をロースクールのホームページなどでも宣伝しているけれども、実際のところ、ロースクールが育てている学生は、限られた富裕層に対してのリーガル・サービスを担う存在になっているのであって、そしてそれは決してデモクラシーを担う、「法の支配」を担う人材になっていないのではないかとというのが論旨です。

これを参考文献に挙げたのは、アメリカのロースクールのリベラルな立場の人たちが、ロースクール教育についてどのような考え方を持っているのかを知る良い論文だと思ったからです。その中でも、ロースクールの臨床法学教育は一定の成果を上げていることについて、いくつかの言及があります。しかし、先ほど申しましたように、ジャスティス・ギャップを解消するところまでにはいっていないという現実があるということについても、指摘があります。

しかし、質問者のご指摘のように、アメリカのロースクールの臨床法学教育が頑張っているのはなぜかという、やはり社会的な貢献をしているということが認められているからだといえると思います。アメリカの臨床法学教育も、少人数でやらなければいけないので、理論を中心とした

大講義よりも、教育のコストが高いのではないかということが指摘されます。パークレーの臨床法学教育についても、それぞれの担当教員が寄付をいろいろな形で募ってリーガル・クリニックを支えている現実を見てまいりました。社会的な支持があるから寄付がいただけて、それが臨床法学教育のアメリカでの隆盛につながっているのだと思います。

【法曹倫理教育の難しさ】 2つ目のご質問は、倫理を教えることの難しさということでした。法曹倫理という科目がありますけれども、書面の上、文字の上だけでは、倫理というのは実践しないと意味がないわけですから、法曹倫理、あるいは法専門職責任というものを現実との関わりで学ぶことのできる臨床教育の重要さというのは、その点でもいえるのではないかと思います。

【理論教育と実務教育の二元論】 3つ目のご質問は、日本でアメリカのような形で、生きた事件を扱う教育が、なぜなかなかできないのかというご趣旨だったと思います。日本では、理論教育と実務教育は二元的に分けるべきであるとして、理論は大学で、実務は司法修習でという制度的な役割分担みたいなものが長く続いており、固定化しています。それに異を唱えて統合してやる意義を説得するのはなかなか難しいのです。実際に具体例を出してきめ細かに説明すれば理解してもらえます。しかし、日本で一般的な知識として、法曹養成制度にロースクールというものがあり、司法試験に合格したら司法修習を受けるという認識があると思います。その枠組みを前提とすれば、実務教育は司法修習に入ってからでいいのではないかという固定観念を打破す

るのは、なかなか難しいです。

○司会：時間がまいりましたので、まだこれだけはというのがあれば、あと1つぐらいはご質問を聞けますが、いかがでしょうか。

○質問者5：【司法修習とリーガル・クリニックの対比】 先ほどのご質問と関係するのですが、司法修習とリーガル・クリニックとの対比から、リーガル・クリニックの意義がいつそう浮かび上がってくると思います。日本の法科大学院のリーガル・クリニックは、これまでの司法修習とは質の異なった実務教育を扱ってきたように思います。大学での実務教育ですから、学問の自由があり、創造的な教育ができるわけです。クリニック教育では、特に社会貢献がとても大きなテーマになっていて、司法修習とはかなり違うと思います。今日の宮川先生のご報告では、社会を変えるということが大きなテーマであったと思うのですが、「法の支配」の根底にある法律家自体のカルチャーも、恐らく変えうるものではないかと思われま。この点について先生はいかがでしょう。

○宮川：ありがとうございます。司法修習というのは、実務の現状を学ぶのが目的で、最高裁判所の判例をいかに克服するのかがということは、司法修習の中では課題にはならないだろうと思います。しかし、早稲田大学で私が実務家教員と一緒にやっている外国人法クリニックでは、日本の難民認定の基準という狭い固定的なものを、いかに克服するのかがという視点で取り組まざるを得ません。

司法修習のカルチャーと、臨床法学教育のカルチャーは基本的に違います。端的に

言うと、現状肯定のカルチャーと、現状変革のカルチャーといえるのではないかと思います。そうであるからこそ、臨床法学教育は大学という学術環境で行うべき法専門職教育であると思います。

○司会：どうもありがとうございました。

まだまだいろいろと議論はできるとは思いますけれども、予定の時間を超過しましたので、本日はここで打ち切らせていただきます。宮川先生、興味深いご報告をどうもありがとうございました。

セミナーで言及された参考文献

宮川成雄「外国人法クリニックと関連エクスターンシップの教育実践と課題—早稲田大学の臨床法学教育の一例—」早稲田大学法務研究論叢1号5頁（2016年）

宮川成雄・梶村太市「中国の臨床法学教育」法学教室318号6頁（2007年）

宮川成雄編著『法科大学院と臨床法学教育』（成文堂、2003年）

ローレル・E・フレッチャー、ジェフリー・セルビン（宮川成雄・橋本和大訳）「アメリカのロースクール・クリニックによる国内法と国際法の改革—カリフォルニア大学バークレー校の取組み—」比較法学52巻1号55頁（2018年）

Samuel Moyn, *Law Schools Are Bad for Democracy*, CHRON. OF HIGHER EDUC., Jan. 18, 2019, at B11.

早稲田大学比較法研究所の公開セミナー開催報告URL

<https://www.waseda.jp/folaw/icl/news/2019/10/28/6788/> (last visited Feb. 4, 2020)